

要 望 書

福島県知事 内堀 雅雄 様

まもなく丸10年となる東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興・再生、地方創生の取組みに加え、喫緊の課題となっている新型コロナウイルス感染症対策など、県においては、内堀雅雄知事の強いリーダーシップのもと、全庁を上げて鋭意取り組まれておられることに対し、敬意を表するとともに、心より感謝を申し上げます。

地方創生の推進にあたっては、地域経済の中核を担う中小企業・小規模事業者に対する支援を強力に推進していくことが必要不可欠であります。

つきましては、県内中小企業・小規模事業者が自立かつ早期の復興・再生を遂げ、さらに地方創生に貢献できる社会を実現するために、下記項目について特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症対策の継続と拡充強化
2. 中小企業復興の着実な実施と自立支援の強化について
 - (1) 原子力災害の克服
 - (2) 原発事故損害賠償の確実かつ完全な実施
 - (3) 事業再建・自立に向けた各種支援策の継続・拡充及び住民の帰還・定住促進
 - (4) 風化防止と風評払拭に向けた取組みの強化
 - (5) 令和元年東日本台風等からの復興及び自然災害対策の強化
3. 中小企業対策及び地方創生の充実強化について
 - (1) 円滑な事業承継や創業・企業に対する支援の強化
 - (2) 経営基盤が脆弱な中小企業・小規模事業者に十分配慮した働き方改革の推進
 - (3) 中小企業・小規模事業者の人材確保・育成・定着支援の拡充・強化
 - (4) 観光振興の促進
 - (5) 中小企業組合への優先発注及び官公需対策の推進
 - (6) まちづくりの推進、中心市街地の再生支援
 - (7) 県産農林水産物を活用した農商工連携と6次産業化支援の充実
 - (8) 公共交通事業者としてのタクシー業界に対する支援
 - (9) 中小企業連携組織対策予算等の拡充

令和3年2月12日

福島県中小企業団体中央会
会 長 満 田 盛 護

1. 新型コロナウイルス感染症対策の継続と拡充強化

コロナ禍において、県内中小企業・小規模事業者は、金融支援、各種助成金、補助金等の緊急経済対策を活用し、必死に事業継続・雇用維持に取り組んでいます。しかしながら、感染拡大に伴う経済停滞の長期化とともに、観光業、飲食業、商店街等はもちろんのこと、これらの関連業種やこれまで影響の少なかった製造業や建設業にも影響が及んでいます。

これらのことから、今後、県内企業の経営が厳しさを増して行くのは避けられない状況にあります。需要や売上回復・拡大の見通しが立たない中、経済回復や中小企業の生き残りをかけた変革の成果が見られるには、一定の時間も必要となります。

については、県内中小企業・小規模事業者の事業継続を図るためには、緊急経済対策による経営の底支えに加え、企業が取り組むビジネス変革等を同時に後押ししていく必要があることから、次の事項について要望します。

- ① 感染が収束するまでの切れ目ない継続的な支援
- ② 売上が減少した事業者に対する交付金及びいきいき補助金等の継続
- ③ 自然災害等により多重債務を抱える中小企業・小規模事業者が新たな借入れを行う場合における元金の返済猶予等の負担軽減措置
- ④ 時短営業要請等に応じた事業者に対する協力金・支援金等のさらなる充実及び交付対象業種の拡充
- ⑤ 「新しい生活様式」下における観光業、商店街等への需要喚起支援策の継続及び拡充
- ⑥ 業種・業態転換、デジタル化、既存事業の再編等に挑戦する事業者に対する支援
- ⑦ サプライチェーンの域内回帰に取り組む事業者に対する支援

2. 中小企業復興の着実な実施と自立支援の強化について

(1) 原子力災害の克服

原発事故は今なお収束せず、それに伴う営業損害、風評も根強く残る等、様々な被害が継続している状況にあり、加えて時間の経過とともに震災に対する国民の関心が低下し、風化が加速度的に進んでいます。今後とも被災中小企業者が事業を再建し自立していけるよう対応していく必要があります。

そのため、今後とも引き続き原子力災害の克服へ向けて、次の事項について国及び東京電力に対し強く働きかけていただきますよう要望します。

- ① 原発事故の早期克服及び廃炉作業の着実な進展
- ② 迅速かつ正確な情報開示
- ③ 中間貯蔵施設の整備加速化及び輸送・搬入作業の安全確保の徹底
- ④ 原発事故による汚染水処理の適正、かつ早急な対応
- ⑤ 森林や農業用水向けダム、ため池等の除染の加速化や、放射線の高い場所の追加除染等、地域再生のための除染対策の徹底

(2) 原発事故損害賠償の確実かつ完全な実施

東京電力は平成29年度以降も原発事故との相当因果関係が認められる損害が継続する場合は、適切に賠償するとしております。

しかし、一括損害賠償後の請求に対する支払は、申請件数981件以上に対して昨年6月末時点で認められたものが23件と極めて少なく、確認に長期の時間を要している状況にあります。

ついては、損害賠償を迅速かつ適切に実施させるため、東京電力に対して次のとおり強い指導を行うよう要望します。

- ① 同様の被害を受けている事業者に対する賠償の対応に相違が生じることのないよう、相当因果関係の種類、判断根拠、東京電力の運用基準や個別事業に対応した事例を公表・周知するとともに、個別訪問などにより、被害事業者に分かりやすく丁寧に説明させること。
- ② 相当因果関係の確認に当たっては、一括賠償請求時の提出書類を最大限活用するなど手続きの簡素化に取り組むとともに、記載例の作成、様式を記載し易くすることにより、被害事業者の負担を軽減させること。
- ③ 手続きの事務的・精神的負担の大きさから請求に踏み切れない被害事業者に対し、損害賠償制度の更なる周知をきめ細やかに行わせること。

(3) 事業再建・自立に向けた各種支援策の継続・拡充及び住民の帰還・定住促進

政府は、被災12市町村の被災事業所の事業再建・自立に向けた支援施策を集中的に展開し、原子力災害により生じた損害の解消を図る方針を示しています。

しかしながら、復興需要の減退や深刻な人手不足に加え、本県特有の問題である風評被害など、県内企業を取り巻く状況は依然として厳しいことから、被災12市町村にとどまらず県内全域の中小企業・小規模事業者が、将来にわたって事業継続できるよう、事業再建をはじめ、新たな販路開拓や新規事業の立ち上げ、人材確保の支援など、自立に向けた取り組みの拡充を図ることが必要不可欠であります。

県におかれましては、被災中小企業の経営努力を後押しする補助事業の継続など、県内全域の中小企業・小規模事業者に対し支援策を積極的に講じられるよう要望します。

また、政府は被災12市町村内事業所の事業再建・自立に向けた支援施策を集中的に展開しておりますが、住民の帰還率は低く、その地域で事業を営む生活関連事業者等は厳しい経営環境に置かれていますので、更なる住民の帰還・定住促進を図るよう要望します。

- ① 避難区域等事業者の事業再開に対するきめ細かで被災者の立場に立った迅速な支援の実施
- ② 中小企業等グループ施設等復旧整備補助金の継続
- ③ 中小企業等復旧・復興支援事業の継続及び補助率の引き上げ
- ④ 福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助制度の拡充
- ⑤ 福島県事業再開・帰還促進事業の継続
- ⑥ 福島イノベーション・コースト構想と福島新エネ社会構想の着実な実施
- ⑦ ふくしま産業復興企業立地補助金の継続

(4) 風化防止と風評払拭に向けた取組みの強化

未だあらゆる方面に根強く風評が残り、福島県産農林水産物の市場価格や教育旅行の宿泊者数は、震災前の水準に戻っておりません。本県の復興を着実に進め、さらに加速させるためには、あらゆる方面に影響を及ぼしている風評の払拭と、進行する風化の防止に取り組むことが急務になっています。

特に風評被害は観光産業、食品産業、農林水産業において大きな影響を与えるため、これらの産業が連携して県産品の販路拡大、食の魅力発信と観光地への誘客を融合した新たな取組みが効果的であると思われれます。つきましては、風評被害払拭に向けて、次の事項を要望します。

- ① 放射能に関する正しい知識の普及と県産品や観光地の安全性に関する情報にとどまらず、品質の高さや魅力に関する情報発信を強化すること。
- ② 県産品の販路拡大を促進するため、国内外に対する販路開拓に係る支援策を拡充すること。
- ③ 県産食品に対する輸入規制の早期解除に向けた取組みを強化すること。
- ④ 観光産業、食品産業、農林水産業が連携した共通プロモーション等を推進すること。

- ⑤ 事故原発について、福島県に対する誤解や偏見を生じさせることのない新たな名称を付すること。もしくは、マスコミ等に対し正式名称の「東京電力福島第一原子力発電所」を使用することを指導徹底すること。

(5) 令和元年東日本台風等からの復興及び自然災害対策の強化

令和元年東日本台風からの復興及び近年頻発する自然災害対策を強化するため、被災地の経済発展を後押しする予算の継続及び自然災害に強い県土作りに向けた施策の充実を要望します。

3. 中小企業対策及び地方創生の充実強化について

(1) 円滑な事業承継や創業・起業に対する支援の強化

中小企業・小規模事業者の有する優れた経営資源を次世代につなぐことが急務となっていますが、後継者確保が困難なことから事業承継を行えず廃業を余儀なくされる事業者が増加しています。そのため、親族内承継の割合が減少し、従業員や社外の第三者といった親族外承継が増加している状況にあります。

事業引継ぎに当たっては、計画策定時から専門家等を活用できる等、相談体制の強化、企業の合併買収等の情報提供等が必要であり、特に小規模事業者に対する支援が求められます。

については、県内中小企業・小規模事業者が今後も事業を継続・発展させていくために、次世代へ円滑な事業承継を行えるよう支援の強化を要望します。

- ① 専門家派遣による無料相談回数の増加や事業承継計画の策定支援等、県内事業所の円滑な事業承継を推進するための事業承継支援策の拡充強化及び「福島県事業引継ぎ支援センター」の機能強化を図ること。
- ② 県内での創業・起業を促進させる補助金の拡充及び要件を緩和すること。

(2) 経営基盤が脆弱な中小企業・小規模事業者に十分配慮した働き方改革の推進

平成31年4月1日より「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が一部施行され、5日間の有給休暇義務化をはじめ、中小企業・小規模事業者も、時間外労働の上限規制の適用、同一労働・同一賃金の導入及び割増賃金率の見直しに順次対応していかなければならないことから、次の事項を要望します。

- ① 中小企業・小規模事業者十分に理解されるよう、きめ細かな周知を行うとともに、中小企業・小規模事業者の経営実態に十分に配慮し、人手不足の緩和、生産性向上に向けた支援を強化すること。
- ② 自動車運転業務や建設業については、改正法施行5年後に時間外労働の上限規制が適用されることから、中小企業における労働時間の動向、人材確保の状況、取引条件の実態等を踏まえた支援を行うこと。
- ③ 発注者側での働き方改革推進により、受注者である中小企業の長時間労働の助長や取引条件の悪化が引き起こされないよう、発注者側に対する適切な納期や適正な取引価格の設定について国とともに取り組むこと。

(3) 中小企業・小規模事業者の人材確保・育成・定着支援の拡充・強化

中小企業・小規模事業者では、特定の業種にとどまらず幅広い業種で人手不足が常態化しており、高い技術・優れたサービスを有しながらも、優秀な人材の確保が困難となっています。労働者の人材不足は少子高齢化に伴いさらに加速することが予想されており、労働力不足解消のためには、女性・高齢者の活躍推進が不可欠と

なっています。

については、中小企業・小規模事業者の人材確保・育成・定着を支援する施策を拡充・強化するとともに、学校と地元企業が連携したキャリア教育・職業教育を推進するための施策を更に拡充するよう次の事項を要望します。

- ① 人材不足業界に対する積極的な人材確保支援策を拡充・強化すること。
- ② 若年者及びその保護者等が中小企業・小規模事業者に対する理解を深めるため、その魅力発信に積極的に取り組むとともに、若年者のU I Jターンを促進するため、支援策の拡充・強化を図ること。
- ③ 学生の地元定着率の向上のため、学校教育の課程においてキャリア教育・職業教育を体系的に実施すること。また、教育機関と中小企業・小規模事業者又は中小企業組合が連携・協力して実施するキャリア教育、インターンシップ等の事業活動に対する支援を強化すること。
- ④ 高い能力や技術を持ちながら、育児・介護等で離職した女性及び高齢の求職者等と中小企業・小規模事業者とのマッチング支援を強化すること。

(4) 観光振興の促進

本県の観光産業は、県経済を支える重要な基幹産業の1つであり、その発展・振興は、風評払拭や復興の象徴にもなり得るものです。

については、本県の観光振興の強化に向けて、次の事項を要望します。

- ① 旅館ホテル、農業者、飲食店、交通、行政等の連携強化による観光地域づくりを実現するための戦略の構築や情報発信・プロモーションの実施に対する支援
- ② 県内食材を活用したメニューや土産品開発への支援
- ③ 東京オリンピック・パラリンピックを契機とした地方観光振興の促進
- ④ 県内食材のブランド化に向けた地理的表示保護制度（G I 認証）の取得支援
- ⑤ 県内食材の安全・安心を確保するG A P ・ F G A P 認証制度の一層の推進
- ⑥ 温泉街における廃業や倒産した旅館の撤去や景観整備についての支援

(5) 中小企業組合への優先発注及び官公需対策の推進

中小企業組合は、東日本大震災後の緊急時に、ライフライン等の復旧、各種救済対策の実施において、大きな役割を果たしました。これは中小企業組合が、地域の実情に精通していることと、全県を網羅した組織力を活かし迅速な対応を行ったことによるものです。

さらに、中小企業組合は、災害時のみならず、雇用の確保をはじめとした地域経済の発展やコミュニティの活性化等、地域創生に果たす役割が大きいことから、中小企業組合及びその構成員である県内中小企業・小規模事業者の振興を図るため、次の事項について要望します。

- ① 地元中小企業組合への優先発注及び官公需適格組合の受注機会の増大
- ② インフラの整備や道路・河川の維持管理業務等の地元中小企業組合等への優

先発注及び複数年契約の導入拡大

- ③ 復旧・復興に向けた公共工事の地域中小企業への優先発注
- ④ 組合随意契約・少額随意契約の積極的活用
- ⑤ 物品、役務の請負契約における最低制限価格制度の導入
- ⑥ 著作権等の知的財産権が含まれる発注については、その財産的価値に留意した契約の実施

(6) まちづくりの推進、中心市街地の再生支援

地域の商店街は、生活者に買い物の場を提供するだけでなく、地域住民の安心安全、コミュニティの維持、文化・伝統の次世代への継承といった様々な機能を担っており、商店街の衰退は生活者だけでなく、市・町の顔と呼べる場所が消えてしまうことにもなります。

県においては地域の商店街へソフト・ハード両面を含めた総合的な支援を講じられるよう、次の事項を要望します。

- ① 商店街組合が自ら空き店舗の管理・運営を試験的に行い市場の反応を検証する場合には、その経費について財政的支援を行うこと。
- ② 中心市街地において老朽化している共有物件、共同ビルのリニューアル等により市街地活性化を進めるため、複数の所有者の意見調整・取りまとめを行う公的機関等の設置を支援する制度を創設すること。
- ③ 買い物弱者である高齢者等を、商店街や商業施設に送迎する事業に対する支援施策を継続・拡充すること。

(7) 県産農林水産物を活用した農商工連携と6次産業化支援の充実

地域の農林水産物を活用した農商工連携と6次産業化は、本県地域産業の要である農林水産業及び商工業の振興上極めて重要なことから、次の事項について要望します。

- ① 農商工連携による地元農林水産品の生産拡大、農林水産品を活かした商品開発、積極的な国内外への販路拡大・流通体制の構築支援
- ② 地域資源活用、農商工連携等に取り組む中小企業・小規模事業者に対する金融面での支援の充実
- ③ 県産食品や味噌・醤油等伝統的食品の消費拡大促進及び新商品開発や販路開拓等に対する支援

(8) 公共交通事業者としてのタクシー業界に対する支援

タクシー業界では、コロナ禍における住民の生活支援のための買い物代行サービスや料理の配達サービスに取り組んでいます。また、従来から高齢者、障がい者等手助けが必要な方々の外出支援に向けてUDタクシーの導入、事業者負担による身体障がい者割引、免許返納割引を行う等、公共交通事業者としての役割を果たすべ

く企業努力を続けています。しかし、厳しい経営環境の中で、企業や業界独自の取組みには困難が伴うことから、新たな設備投資及び割引制度の維持について福島県独自の補助制度創設を要望します。

(9) 中小企業連携組織対策予算等の拡充

中小企業組合等は、中小企業・小規模事業者を組合員とし、業種毎の組合が多く、業界の振興発展と組合員の経営基盤の強化に大きく貢献しています。また、新たに特定地域づくり事業協同組合が制度化される等、中小企業・小規模事業者の組織化に対するニーズは以前にも増して強まっています。

については、中小企業組合等に対する中小企業連携組織対策の充実を図るとともに、福島県中小企業団体中央会がこれらの組合のニーズに十分に対応できるよう、中小企業連携対策事業費補助金の継続・拡充を要望します。